

# 第11次鳥獣保護管理事業計画書（案）

平成24年4月1日から

5年間

平成29年3月31日まで

（平成27年5月29日変更）

香 川 県

## 目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	6
(1) 方針	6
(2) 特別保護地区指定計画	6
3 休猟区の指定	9
(1) 方針	9
(2) 休猟区指定計画	9
(3) 特例休猟区指定計画	10
4 鳥獣保護区の整備等	11
(1) 方針	11
(2) 整備計画	11
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区	12
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	13
1 鳥獣の人工増殖	13
(1) 方針	13
(2) 人工増殖計画	13
2 放鳥獣	14
(1) 方針	14
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	14
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	15

1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	15
	(1) 希少鳥獣	15
	(2) 狩猟鳥獣	15
	(3) 外来鳥獣	16
	(4) 指定管理鳥獣	16
	(5) 一般鳥獣	17
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	17
	(1) 許可しない場合の基本的考え方	17
	(2) 許可する場合の基本的考え方	18
	(3) わなの使用に当たっての許可基準	20
	(4) 許可に当たっての条件の考え方	20
	(5) 許可権限の市町長への委譲	20
	(6) 捕獲実施に当たったての留意事項	21
	(7) 捕獲物又は採取物の処理等	21
	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	21
	(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	22
3	学術研究を目的とする場合	22
	(1) 学術研究	22
	(2) 標識調査	23
4	鳥獣の保護を目的とする場合	24
	(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	24
	① 許可対象者	24
	② 鳥獣の種類・数	24
	③ 期間	24
	④ 区域	24

⑤ 方法	24
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	24
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	25
5 鳥獣の管理を目的とする場合	26
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	26
① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	26
② 鳥獣による被害発生予察表の作成	26
③ 鳥獣の適正管理の実施	28
④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	28
⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	34
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	35
① 許可対象者	35
② 鳥獣の種類・数	35
③ 期間	35
④ 区域	35
⑤ 方法	35
6 その他特別の事由の場合	36
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	36
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	36
(3) 鵜飼漁業への利用の目的	37
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	37
(5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	38
7 鳥類の飼養登録	38
(1) 方針	38
(2) 飼養の適正化に当たったての留意点	38

8	販売禁止鳥獣等	38
	(1) 許可の考え方	38
	(2) 許可の条件	39
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	40
1	特定猟具使用禁止区域の指定	40
	(1) 方針	40
	(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	40
	(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	42
2	特定猟具使用制限区域の指定	44
3	猟区設定のための指導	44
4	指定猟法禁止区域	45
	(1) 方針	45
	(2) 許可の考え方	45
	(3) 条件の考え方	45
第六	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項	46
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	46
2	実施計画の作成に関する方針	46
第七	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	46
1	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	46
2	実施計画の作成に関する方針	47
第八	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	48
1	基本方針	48
2	鳥獣保護対策調査	48
	(1) 方針	48
	(2) 鳥獣生息分布調査	48

(3) 希少鳥獣等保護調査	48
(4) ガン・カモ類一斉調査	49
3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	50
4 狩猟対策調査	51
(1) 方針	51
(2) 狩猟鳥獣生息調査	51
(3) 放鳥効果測定調査	51
(4) 狩猟実態調査	52
5 鳥獣管理対策調査	52
(1) 方針	52
(2) 調査の概要	52
第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	53
1 鳥獣行政担当職員	53
(1) 方針	53
(2) 設置計画	53
(3) 研修計画	53
2 鳥獣保護管理員	54
(1) 方針	54
(2) 設置計画	54
(3) 年間活動計画	55
(4) 研修計画	55
3 保護及び管理の担い手の育成	56
(1) 方針	56
(2) 認定鳥獣捕獲事業者の育成及び確保	56
(3) 狩猟者の減少防止対策	56

4	鳥獣保護センター等の設置	56
5	取締り	56
	(1) 方針	56
	(2) 年間計画	57
6	必要な財源の確保	57
第十	その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	58
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	58
2	狩猟の適正管理	58
	(1) 基本的な考え方	58
	(2) 狩猟者の資質向上のための取組	59
	(3) わな猟の適切な実施	59
	(4) 狩猟者の確保	59
3	入猟者承認制度に関する事項	59
4	傷病鳥獣救護の基本的な対応	60
	(1) 現状	60
	(2) 基本的な考え方	61
	(3) 救護個体の取扱い	61
	(4) 感染症対策	61
	(5) 野生復帰	61
5	安易な餌付けの防止	62
	(1) 方針	62
	(2) 年間計画	62
6	感染症への対応	63
7	普及啓発	63
	(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	63

(2) 野鳥の森等の整備	64
(3) 愛鳥モデル校の指定	64
(4) 法令の普及徹底	65



## 第一 計画の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 26 年法律第 46 号）の施行の日において変更し、第 11 次鳥獣保護管理事業計画とする。)

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

このような観点から、本県においては第 10 次鳥獣保護事業計画終了時点で 26 箇所、9,329ha の鳥獣保護区を指定しており、その面積は県土面積中約 5.0% を占め、高度な土地利用が行われ、野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。

しかし、一方で、イノシシなどの特定の鳥獣による農業被害や、市街地への出没の増加により人身被害が発生するなどの生活環境被害が大きな社会問題となっており、指定する鳥獣保護区の区域内やその周辺区域での被害増大の懸念から、その指定は従来にもまして困難になってきているのが現状である。

こうした状況の中、関係者の合意形成に努めるとともに、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図りながら、本計画期間中に存続期間が満了する銚子溪鳥獣保護区等 14 箇所、6,169ha について存続期間を更新することとする。

この結果、本計画終了時点の鳥獣保護区は 26 箇所、9,329ha となり、県土面積中約 5.0% を占めることになる。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する銚子溪鳥獣保護区など6箇所、3,949haについて存続期間を更新する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について指定するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する三豊海岸鳥獣保護区など2箇所、1,394haについて存続期間を更新する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要と認められる地域について指定するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する青の山鳥獣保護区など6箇所、826haについて存続期間を更新する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表) (面積: ha)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	筒所	本計画期間に指定する鳥獣保護区					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区									
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)			
森林鳥獣	筒所	14	筒所															
生息地	面積	6,415	変動面積															
大規模	筒所		筒所															
生息地	面積		変動面積															
集団	筒所	3	筒所															
渡来地	面積	1,418	変動面積															
集団	筒所		筒所															
繁殖地	面積		変動面積															
希少鳥獣	筒所		筒所															
生息地	面積		変動面積															
生息地	筒所		筒所															
回廊	面積		変動面積															
身近な鳥獣	筒所	9	筒所															
生息地	面積	1,496	変動面積															
計	筒所	26	筒所															
	面積	9,329	変動面積															

(第1表) 続き (面積: ha)

区分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区								本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)			
森林鳥獣															14
生息地															6,415
大規模															
生息地															
集団														3	
渡来地														1,418	
集団															
繁殖地															
希少鳥獣															
生息地															
生息地															
回廊															
身近な鳥獣															9
生息地															1,496
計															26
															9,329

備考 \* 箇所数についてはB-E 箇所数についてはA+B-E  
 面積についてはB+C-D-E 面積についてはA+B+C-D-E

① 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成 24 年度	森林鳥獣生息地	銚子溪鳥獣保護区	期間更新	81		81	平成 24 年 11 月 15 日から 平成 34 年 11 月 14 日まで		
	身近な鳥獣生息地	青の山鳥獣保護区	"	300		300			
	"	藤尾山鳥獣保護区	"	70		70			
平成 25 年度	集団渡来地	三豊海岸鳥獣保護区	"	1,334		1,334	平成 25 年 11 月 15 日から 平成 35 年 11 月 14 日まで		
	身近な鳥獣生息地	石清尾鳥獣保護区	"	124		124			
	"	普通寺鳥獣保護区	"	223		223			
	"	丸井鳥獣保護区	"	56		56			
	森林鳥獣生息地	阿弥陀越鳥獣保護区	"	155		155			
平成 26 年度	"	鷹の山鳥獣保護区	"	265		265	平成 26 年 11 月 15 日から 平成 36 年 11 月 14 日まで		
	"	五色台鳥獣保護区	"	2,990		2,990			
	森林鳥獣生息地	金刀比羅宮社有林 大麻山鳥獣保護区	"	193		193			
平成 27 年度	"	大窪寺鳥獣保護区	"	265		265	平成 27 年 11 月 15 日から 平成 37 年 11 月 14 日まで		
	集団渡来地	内場池鳥獣保護区	"	60		60			
平成 28 年度	身近な鳥獣生息地	弥勒鳥獣保護区	"	53		53	平成 28 年 11 月 15 日から 平成 38 年 11 月 14 日まで		
合計		14 箇所		6,169		6,169			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

特別保護地区は、第10次鳥獣保護事業計画終了時点で、森林鳥獣生息地の保護区において4箇所、537haを指定しており、高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で特に重要な役割を果たしている。

しかし、立木竹伐採等の行為の制限を伴うため、その指定に対する関係者の理解が一段と得にくくなっているのが現状である。

こうした状況の中で、本計画において、計画期間中に存続期間が満了する阿弥陀越特別保護地区など3箇所、392haを再指定するものとし、新たな指定については、必要に応じて検討を行うものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第4表) (面積: ha)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)				本計画期間に区域拡大する特別保護地区							
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
森林鳥獣生息地	7箇所	4箇所			1箇所	2箇所	3箇所							
大規模生息地	642面積	537面積			155面積	237面積	392面積							
集団渡来地														
集団繁殖地														
希少鳥獣生息地														
生息地														
生息廊														
身近な鳥獣生息地														
計		4箇所			1箇所	2箇所	3箇所							
		537面積			155面積	237面積	392面積							

(第4表) 続き (面積: ha)

区	分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区							本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)				計画終了時の特別保護地区**				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		計(E)			
森林鳥獣	箇所																
生息地	面積																
大規模	箇所																
生息地	面積																
集団	箇所																
渡来	面積																
集団	箇所																
繁殖	面積																
希少鳥獣	箇所																
生息地	面積																
生息	箇所																
回廊	面積																
身近な鳥獣	箇所																
生息地	面積																
計	箇所																
	面積																

備考 \* 箇所数についてはB-E \*\* 箇所数についてはA+B-E

面積についてはB+C-D-E

面積についてはA+B+C-D-E

(第5表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
平成26年度	森林鳥獣生息地	阿弥陀越鳥獣保護区	155	平成26年11月15日から 平成36年11月14日まで	155	平成26年11月15日から 平成36年11月14日まで	再指定
平成27年度	森林鳥獣生息地	金刀比羅宮社有林 大麻山鳥獣保護区 大窪寺鳥獣保護区	193 265	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで	193 44	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで	再指定
合計		3箇所	613		392		



### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものであり、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、その分布に偏りがないよう順次指定するものとする。

なお、指定に当たっては、農林水産業関係者や地元住民等の理解が得られるように留意するものとする。

また、休猟区及びその周辺における鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）による農林業被害等の状況に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区を指定するものとする。

#### (2) 休猟区指定計画

(第6表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
平成 24 年度 計	東かがわ市	白鳥・引田・与治山休猟区 1 箇所	2, 280 (2, 280)	3 年	
平成 25 年度 計	高松市 綾川町、まんのう町 観音寺市	堂山休猟区 長柄休猟区 高尾山休猟区 3 箇所	560 2, 200 3, 500 (6, 260)	3 年	
平成 26 年度 計	高松市 丸亀市	東谷休猟区 広島西休猟区 2 箇所	900 670 (1, 570)	3 年	
平成 27 年度 計	丸亀市、坂出市、綾川町	富熊休猟区 1 箇所	1, 600 (1, 600)	3 年	
平成 28 年度 計	丸亀市、坂出市 観音寺市	城山休猟区 雲辺寺ヶ原休猟区 2 箇所	2, 200 2, 920 (5, 120)	3 年	
合 計		9 箇所			

(3) 特例休猟区指定計画 (第7表)

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間	第二種特定鳥獣名	備考
平成 24 年度 計	東かがわ市	白鳥・引田・与治山休猟区 1 箇所	2, 280 (2, 280)	3 年	イノシシ	
平成 25 年度 計	高松市 綾川町、まんのう町 観音寺市	堂山休猟区 長柄休猟区 高尾山休猟区 3 箇所	560 2, 200 3, 500 (6, 260)	3 年	イノシシ	
平成 26 年度 計	高松市 丸亀市	東谷休猟区 広島西休猟区 2 箇所	900 670 (1, 570)	3 年	イノシシ	
平成 27 年度 計	高松市 高松市 丸亀市、坂出市、綾川町 綾川町、まんのう町 観音寺市	堂山休猟区 東谷休猟区 富熊休猟区 長柄休猟区 高尾山休猟区 5 箇所	560 900 1, 600 2, 200 3, 500 (8, 760)	3 年	イノシシ ニホンジカ	
平成 28 年度 計	丸亀市、坂出市 観音寺市	城山休猟区 雲辺寺ヶ原休猟区 2 箇所	2, 200 2, 920 (5, 120)	3 年	イノシシ ニホンジカ	
合 計		13 箇所	23, 990			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣等の維持・管理とともに、鳥獣の生息環境維持の観点から、必要に応じて鳥獣の生息状況把握や違法捕獲の取締りなど、調査、巡視等を行う。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第8表)

区分	現況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	標識及び案内板の設置	維持・管理	維持・管理	維持・管理	維持・管理	維持・管理

② 利用施設の整備

(第9表)

区分	現況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
観察路、観察舎等の整備	観察路、給餌台等を整備しているが、老朽化している。 (阿弥陀越鳥獣保護区)	維持・管理	維持・管理	維持・管理	維持・管理	維持・管理

③ 調査、巡視等の計画

(第 10 表)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
箇所数	1	1	1	1	1
管理員等 人 数	1 人 (鳥獣保護管理員)	1 人 (鳥獣保護管理員)	1 人 (鳥獣保護管理員)	1 人 (鳥獣保護管理員)	1 人 (鳥獣保護管理員)
管理のための調査の実施	当該区域を担当する鳥獣保護管理員により、管理、巡視等に努める。(阿弥陀越鳥獣保護区)				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区

本計画期間中に保全事業を実施する予定の鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

放鳥の対象とするキジ（ニホンキジ）について、放鳥業務の委託を予定している一般社団法人香川県猟友会に対し、放鳥計画に対応できる羽数の確保を要請する。

(2) 人工増殖計画

(第11表)

年 度	狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	指導方法	
平成24年度	キジ (ニホンキジ)	計画に対応できる羽数の確保	
平成25年度	〃	〃	
平成26年度	〃	〃	
平成27年度	—	—	
平成28年度	—	—	

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥獣のうちキジ（ニホンキジ）については、第1次鳥獣保護事業計画当初から放鳥し、引き続き、生息に適した場所への成鳥等の放鳥を行うこととする。

なお、放鳥個体には足環を装着して、追跡調査を行い、足環の回収等により定着状況を把握し、放鳥事業による効果を確認するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第12表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
		委託	購入	委託	購入	委託	購入	委託	購入	委託	購入	箇所	羽
キジ (ニホンキジ)	鳥獣保護区	2	50	2	50	2	50	-	-	-	-	6	150
	休猟区	6	790	5	330	6	325	-	-	-	-	17	1,360
	その他	0	0	15	120	9	75	-	-	-	-	24	280
	計	8	840	22	500	17	450	-	-	-	-	47	1,790

(第13表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備考	
	委託	購入	その他	委託	購入	その他	委託	購入	その他	委託	購入	その他	委託	購入	その他		
キジ (ニホンキジ)	840	羽	羽	500	羽	羽	450	羽	羽	-	羽	羽	-	羽	羽	羽	

※ 一般社団法人香川県猟友会への委託事業。休猟区の指定や定着状況を踏まえて、放鳥数は調整する。

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣保護管理事業は、関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施するものとする。このため、鳥獣を次の区分に分類し、その特性に応じて保護及び管理を進めるものとする。

また、鳥獣による農林水産業等への被害が深刻な状況であることから、第二種特定鳥獣管理計画等による個体数の管理、生息環境の管理及び被害防止対策について、適切な目標設定のもと、関係機関がそれぞれの役割を明確化した上で連携し、総合的、効果的な実施を図ることが必要である。

加えて、事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、主体的な参加も求められることから、自然環境学習の実施や鳥獣による農林水産業等への被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護及び管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発等を推進するものとする。

##### (1) 希少鳥獣

###### ① 対象種

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に基づき環境省令で定める鳥獣並びに県が作成したレッドデータブックに掲載された鳥獣とする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

###### ② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、自然環境保全基礎調査や個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとし、必要に応じて鳥獣保護区等を指定するなど、種及び地域個体群の存続を図るものとする。

##### (2) 狩猟鳥獣

###### ① 対象種

法第2条第7項に基づき定められた鳥獣とする。

###### ② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、狩猟者の捕獲報告や自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとし、併せて関係行政機関等からの情報収集等を通じて、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、休猟区の指定や捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。

さらに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、地域個体群の存続を図りながら被害防止に努めるものである。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

適切な管理のため、自然環境保全基礎調査や個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業や生活環境への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

また、農林水産業又は生態系等に係る影響を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るとともに、特定外来生物に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物については、同法に基づく防除事業を積極的に実施する。

なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を発生させている鳥獣についても、必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、法第2条第5項に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

② 管理の考え方



適切な管理のため、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。

また、県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）並びに指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、自然環境保全基礎調査や個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及

ばすおそれがあるような場合

- ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑦ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による県知事の許可を受けたものについては、この限りではない。
- ⑨ 個人が自らの慰楽のために愛玩飼養する目的で捕獲する場合

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足塚を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣の保護を目的とする場合

1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

2) その他鳥獣の保護を目的とする場合

上記以外の鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲等又は採取等する場合

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

③ 鳥獣の管理を目的とする場合

1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行われるものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づく第二種特定鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の健全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

3) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

5) 上記に掲げるもののほか鳥獣の保護又はその他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たったの許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①I)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれがないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
  - 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合
- くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①I)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

(4) 許可に当たったの条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たったの条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合には、適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町長への委譲

知事権限に属する種のうち、香川県レッドデータブック掲載種以外の鳥獣（飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を除く。）による被害の防止を目的とする捕獲等の許可に係る事務については平成18年度から当該鳥獣のうち被害の防止を目的とする鳥類の卵の採取等の許可に係る事務については平成27年度から市町長に委譲しており、引き続き、関係法令及び本計画に従った適切な業務の施行が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が複数の市町に及び、複数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図

り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たったての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行わせるものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によってもできるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰らせることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれか軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。) さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう、及び捕獲物等が違法に捕獲されたものと誤認されないよう指導するものとする。

また、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

なお、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣以外の捕獲された個体を生きのまま譲渡する場合には飼養登録の手続が必要となる場合があること、捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることなどについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された指定管理鳥獣及び外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている指定管理鳥獣及び外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記データの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。なお、このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等が生じることのないよう各方面を指導するものとする。

### 3 学術研究を目的とする場合

#### (1) 学術研究

##### ① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。  
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。  
また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

##### ② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

##### ③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類及び数とする。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数とする。

##### ④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
  - 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
  - 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。
- なお、電波発信機を装着する場合は、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものに脱着すること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては鳥獣各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内とする。ただし、特に必要があると認められる種についてはこの限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるものとする。

① 許可対象者



国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）。

- ② 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数
- ③ 期間  
1年以内
- ④ 区域  
申請者の職務上必要な区域
- ⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。

- ① 許可対象者  
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数
- ③ 期間  
1年以内
- ④ 区域  
必要と認められる区域
- ⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

## 5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

### ① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

なお、生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合には、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合には、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

### ② 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察捕獲に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）の実施に当たっては、鳥獣の種類別に予察表を作成するものとする。作成に当たっては、過去5年間の被害の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じて学識経験者等、科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

なお、本県においては、2(5)のとおり許可権限の一部を市町長に委譲しているため、予察捕獲として捕獲を許可する場合には、当該市町において予察表を作成するよう指導するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとし、捕獲数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

鳥獣による被害発生の実態例

(第14表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期(月)												被害発生地域		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
イノシシ	稲、麦類、豆類、果樹、野菜、いも類等	↓														全市町
ニホンジカ	稲、麦類、豆類、果樹、野菜、いも類、ヒノキ、スギ等	↓														土庄町、小豆島町
ニホンザル	稲、麦類、豆類、果樹、野菜、いも類等	↓														高松市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、まんのう町
トビ等	航空機航行障害	↓														高松空港 (航空機航行障害)

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

被害発生度の高い鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等）の適正管理を実施するため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、その生息状況や被害状況を調査するとともに、農政水産部局等関係機関との連携を図りながら、学識経験者等の意見を聴取し、適正な個体群管理の実施や有効な被害対策の実施、検討に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

被害の防除については、十分な方法が確立されるまでには至っていないため、被害発生度の高い鳥獣については、有効な被害対策の検討に努めるとともに、狩猟及び有害鳥獣捕獲により適正な個体群管理を引き続き実施するものとする。

(第15表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
イノシシ	平成24年度から 平成28年度まで	捕獲状況・被害状況調査等を実施し、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、効果的な捕獲及び必要な防除対策を行う。	イノシシ第二種特定鳥獣管理計画
ニホンジカ	平成24年度、 平成27年度から 平成28年度まで	生息密度調査・被害状況調査等を実施し、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、効果的な捕獲及び必要な防除対策を行う。	ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画
ニホンザル	平成24年度から 平成25年度まで 平成27年度から 平成28年度まで	生息状況調査・被害状況調査等を実施し、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、効果的な捕獲及び必要な防除対策を行う。	ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画
その他の有害鳥獣	随時	生息状況調査・被害状況調査等を実施し、その結果に基づき被害対策を検討するとともに、必要に応じ市町等への助言、指導を行う。	

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方及び方針は、上記①に加え次のとおりとする。

ア 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

イ 狩猟鳥獣、ニホンザル、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ドバト、外来鳥獣等以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣若しくは保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

ウ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による被害の防止を図る場合には、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

エ 予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

オ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとし、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとするほか、許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を着用させるものとする。

また、捕獲許可権者は、必要に応じて捕獲の実施への立ち会い等により、適正な有害鳥獣捕獲が実施されるよう対処するものとする。

カ 有害鳥獣捕獲についての許可に当たっては、本計画に定めるほか、「香川県有害鳥獣捕獲許可事務処理要領」の定めるところによるものとする。

## 2) 許可基準の設定方針

### ア 許可対象者

原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるもの」として環境大臣の定める法人）をいう。以下同じ。）であって、銃器（装薬銃）を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項の各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可をすることができるとする。

(7) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲に当たっては、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

#### イ 鳥獣の種類・数

(7) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、第二種特定鳥獣について、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

(4) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の a 又は b に該当する場合のみ対象とするものとする。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があるため、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(4) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であるものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、(7)～(4)は適用しない。

#### ウ 期間

(7) 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とするものとする。

ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合は、この限りではない。

(4) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間を避けるよう考慮するものとする。

(4) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、あわせて、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

(イ) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

## エ 区域

(ウ) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

(エ) 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。

(オ) 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可については、慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成等により管理の推進を図るものとする。さらに、休猟区での第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

## オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採り、結果として被害等の発生を遠因を発生させないよう指導を行うものとする。

## 3) 許可基準

有害鳥獣捕獲についての許可基準は、原則として次表のとおりとする。

有害鳥獣捕獲の許可基準

(第16表)

許可権者	鳥獣種	許可基準					備考
		方法	区域	時期	日数	捕獲(採取)数 (羽、頭、個)	
市町長	知事又は環境大臣許可権限でない鳥獣	従来の捕獲実績から見て最も効果のあるものとする。 ただし、法令で禁止されている猟法は、原則として使用しない。 また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態であり逃がす危険性があるため、鳥類及び中・小型獣類に限りその使用を認める。 ただし、取り逃がす危険性の少ない状況においては、大型獣類にもその使用を認めることのできる。	被害の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえ、捕獲対象鳥獣の発生区域及びその隣接地を対象とする。必要かつ適切な区域とする。	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲を実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とする。 ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合、被害の発生が予想される場合はこの限りではない。	原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期における必要かつ適切な期間とし、次のとおり、標準日数を設定する。 ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合、被害の発生が予想される場合はこの限りではない。 ・銃器を使用する場合 60日 ・銃器以外を使用する場合 90日	被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。 ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合は、この限りではない。	



知事	香川県レッドデータ種であった掘載種について、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(希少鳥獣)でない鳥獣及び鳥類の卵	同上	同上	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲を実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とするものとする。	原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できるときは、次の適切な期間とし、次のとおり、標準日数を設定する。 ・銃器を使用する場合 60日 ・銃器以外を使用する場合 90日	被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。	
市町長	飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣(希少鳥獣でないもの)及び鳥類の卵	実情に応じて定める。	実情に応じて定める。	実情に応じて定める。	実情に応じて定める。	被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。	同上

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町、農林水産業者等関係者に対し有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図る。特に、関係市町に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

また、被害が激甚な地域については、その市町ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。

なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町及び一般社団法人香川県猟友会に助言するものとする。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第17表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ	イノシシによる被害の激甚な市町	
ニホンジカ	土庄町、小豆島町	

3) 指導事項の概要

ア 捕獲隊については、隊長を定め、隊長は常に隊員及び関係者と緊密な連絡をとり、安全な捕獲の実施に万全を期すよう指導するものとする。

イ 捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動がしやすい者等を隊員として捕獲隊を編成するよう指導するものとする。

ウ 捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民に危険防止の周知徹底を図るよう指導するものとする。

エ 捕獲効果を高めるために複数の捕獲隊で一斉に捕獲を行う場合は、それぞれの隊長に対し、捕獲を実施する時間、場所等についてお互いに十分連絡を取り合い、事故防止の徹底を図るよう指導するものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。  
なお、実施に当たったての留意事項は、5(1)④イ)オ)に準じるものとする。

また、捕獲許可申請手続については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）に規定する有害鳥獣捕獲の項目に準じるものとする。

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合は第一種銃猟又は第一種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲の効率性及び安全性の向上を図る観点から、捕獲実施者には被害の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、捕獲実施者の数は必要な人数とするとともに、被害の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数とする。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために必要かつ適切な期間とする。また、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間はさけるよう考慮する。なお、狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために必要かつ適切な区域とする。

⑤ 方法

従来の捕獲実績から見て最も効果のあるものとする。

また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、鳥類及び中・小型獣類に限りその使用を認める。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況においては、大型獣類にもその使用を認めることができる。なお、猛禽類等の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

## 6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
  - ① 許可対象者  
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
  - ② 鳥獣の種類・数  
展示の目的を達成するために必要な種類及び数とする。
  - ③ 期間  
6か月以内とする。
  - ④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
  - ⑤ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- (2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
  - ① 許可対象者  
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
  - ② 鳥獣の種類・数  
人工養殖が可能と認められる種類で過度の近親交配の防止に必要な数とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
  - ③ 期間  
6か月以内とする。
  - ④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
  - ⑤ 方法  
網、わな又は手捕とする。

(3) 鵜飼漁業への利用の目的

- ① 許可対象者  
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
- ② 鳥獣の種類・数  
鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数とする。
- ③ 期間  
6か月以内とする。
- ④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法  
手捕とする。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ① 許可対象者  
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
- ② 鳥獣の種類・数  
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数とする。  
捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）
- ③ 期間  
30日以内とする。
- ④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。

## 7 鳥類の飼養登録

### (1) 方針

野生の鳥類は本来自然のままに保護すべきであり理念に基づき普及啓発に努めるものとし、鳥類の違法な飼養を防止するため、次の点に留意しつつ、飼養登録事務を行う市町に対して指導・助言を行うとともに、鳥獣保護管理員による巡回等を強化するものとする。

### (2) 飼養の適正化に当たっての留意点

- ① 鳥獣飼養登録台帳及び装着登録票管理簿を整備し、登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合、確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（現在の装着登録票、足環）導入以前から更新されている等の長期飼養個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏しょう性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着登録票（足環）の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行うものとする。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲された鳥獣については、飼養についても禁止されているので適正な管理に努めるものとする。

## 8 販売禁止鳥獣等

### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること
- ② 捕獲したヤマドリ等の食品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものではないこと

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合はその場所（同一地域個体群）等とする。





(第18表) 続き

	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減 (減:△)*	計画終了時の 特定猟具使用 禁止区域 **	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)			
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														58
	面積 (ha)														28,089
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														
	面積 (ha)														

備考 \* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\* 箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第19表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間(年)	備 考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間(年)	備 考
24年度	さぬき市	小田(銃)	550	5	再指定					
	さぬき市	雨滝山(銃)	229	"	"					
	高松市	六ツ目山(銃)	35	"	"					
	多度津町	多度津(銃)	1,405	"	"					
	三豊市、琴平町、まんのう町	大麻山(銃)	720	"	"					
	綾川町、まんのう町	中通(銃)	490	"	"					
	三豊市	朝日山(銃)	150	"	"					
	綾川町	山田下(銃)	55	"	"					
	東かがわ市	迹田(銃)	96	"	"					
	丸亀市	天神・国吉(銃)	6	"	"					
計		10箇所	3,736							
25年度	土庄町、小豆島町	大部(銃)	118	5	再指定					
	高松市、綾川町	香南台地(銃)	1,140	"	"					
	土庄町	皇踏山(銃)	51	"	"					
	さぬき市	尽誠(銃)	22	"	"					
	観音寺市	仁池(銃)	91	"	"					
	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、まんのう町	丸亀・坂出(銃)	5,064	"	"					
	高松市	丸山(銃)	26	"	"					
	高松市	御殿山(銃)	41	"	"					
	高松市	鞍谷(銃)	85	"	"					
	高松市	大平バイロット地区(銃)	113	"	"					
善通寺市	栗野池(銃)	8	"	"						
善通寺市、琴平町	金倉川(銃)	26	"	"						
計		12箇所	6,785							

(第19表) 続き

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				わな猟に伴う危険を予防するための区域					
	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考	特定猟具使用禁止 区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
26年度	高松市	細井(銃)	38	5	再指定					
	さぬき市	大串自然公園(銃)	90	"	"					
	普通寺市	四国農業試験場(銃)	165	"	"					
	東かがわ市	とらまる(銃)	105	"	"					
	観音寺市、三豊市	財田川(銃)	195	"	"					
	高松市	橘池(銃)	87	"	"					
高松市	下福家(銃)	50	"	"						
綾川町	長柄(銃)	273	"	"	新規指定					
計		8箇所	1,003							
27年度	小豆島町	沖ノ鼻(銃)	110	5	再指定					
	高松市	浅野(銃)	325	"	"					
	高松市	小田池(銃)	76	"	"					
	坂出市、綾川町	府中(銃)	811	"	"					
	三豊市	国市池(銃)	220	"	"					
	まんのう町	満濃池(銃)	350	"	"					
	観音寺市	大野原カントリーパーク(銃)	160	"	"					
	観音寺市	池之尻(銃)	167	"	"					
	土庄町	高見山(銃)	135	"	"					
	三豊市	詫間港(銃)	463	"	"					
	普通寺市	宮池(銃)	6	"	"					
	普通寺市	村上池(銃)	36	"	"					
	まんのう町	土器川・内田(銃)	573	"	"					
	高松市	八栗山(銃)	130	"	"					
	高松市	十三塚・隠谷(銃)	53	"	"					
三豊市	香川用水調整池(銃)	218	"	"						
計		16箇所	3,833							

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				わな猟に伴う危険を予防するための区域				備 考
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	
28年度	小豆島町	小豆島ゴルフ場 (銃)	93	5	再指定				
	さぬき市	天王 (銃)	293	"	"				
	綾川町	鞍掛 (銃)	691	"	"				
	まんのう町	満濃ゴルフ場 (銃)	211	"	"				
	三木町	白山 (銃)	98	"	"				
	高松市、三木町	高松 (銃)	10,727	"	"				
	高松市	平池 (銃)	30	"	"				
	高松市	如意輪寺 (銃)	127	"	"				
	観音寺市	塩井池・双子池 (銃)	76	"	"				
	坂出市	木沢 (銃)	26	"	"				
丸亀市	楠見池 (銃)	52	"	"					
計		11箇所	12,424						

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、本県においては狩猟者が減少傾向であり、これまでの状況から判断して特に必要はないと認められることから、本計画においては指定予定はない。

ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域の指定に努めるものとする。

## 3 猟区設定のための指導

高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県においては、現在、猟区は設定していないが、今後設定する場合には、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、次の点を十分考慮するものとする。

- ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

- ② 会員制等特定の者のみか利用するよう形態をとらず、狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

#### 4 指定猟法禁止区域

##### (1) 方針

指定猟法禁止区域は、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域について指定するものとする。

本県においては、平成 12 年度に法第 12 条第 2 項に基づく新池鉛散弾規制地域（高松市香川町、42ha）を指定し、平成 16 年度に同区域を指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）に移行した。

本計画期間中においても、特に鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾を使用する方法以外の猟法であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

##### (2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

##### (3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

## 第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

### 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれがある鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、これに基づき、個体数管理及び生息環境管理の保護事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

なお、現在、本計画における第一種特定鳥獣保護管理計画の作成予定はないが、本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

### 2 実施計画の作成に関する方針

本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

## 第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

### 1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るとともに、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者間の合意形成を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

計画の実施に当たっては、捕獲と被害対策を積極的に推進し、それらの結果等を的確に把握するとともに、各施策の点検・評価を行い、その結果を反映（フィードバック）させながら、進行管理に努める。

なお、本計画期間内において、下記以外の鳥獣の地域個体群について、作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

また、計画の対象とする地域個体群が、県の行政区界を越えて分布する場合は、計画の作成及び実施に当たり整合のとれた目標を設定し、連携して管理を進めることができるように関係県間で協議・調整を行うものとする。

(第20表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業被害の防止及び生活環境被害の防止</li> <li>・ 生息頭数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる。</li> </ul>	イノシシ	平成24年4月1日 から 平成29年3月31日	県下全域	平成27年 5月29日変更
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林業被害の防止及び森林植生への被害の防止</li> <li>・ 小豆島においては地域個体群の保全と管理目標頭数への早期の誘導</li> <li>・ 本土部においては生息範囲の拡大の防止</li> </ul>	ニホンジカ	平成27年5月29日 から 平成29年3月31日	県下全域	
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業被害及び生活環境被害の防止</li> <li>・ 自然度の高い森林地域において、集落依存度の低い地域個体群を将来に渡って健全に維持する。</li> </ul>	ニホンザル	平成27年5月29日 から 平成29年3月31日	県下全域	

## 2 実施計画の作成に関する方針

本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

## 第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、各種調査を必要に応じ実施するものとする。  
なお、調査の実施に当たっては、必要に応じて市町や一般社団法人香川県猟友会、日本野鳥の会香川県支部等に協力を依頼する。  
また、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画までの調査により得られた情報に加え、現地調査やアンケート調査を実施し、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況の推移等を把握するものとする。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

調査の必要な鳥獣について、現地調査やアンケート調査、捕獲報告や既存資料の活用等により生息分布調査を実施する。

#### (3) 希少鳥獣等保護調査

県民鳥であるホトトギスについて、県下全域において生息状況調査を実施する。また、県民鳥であるニホンジカについては、これまで小豆島において生息密度調査等を実施してきたが、調査区域を拡大し、徳島県との県境付近でも実施する。

また、香川県レッドデータブック掲載種など県内に生息する希少鳥獣について、必要に応じて生息状況調査を実施し、その保護対策を検討する。



(第 21 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ホトトギス	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民鳥の生息分布の把握</li> <li>・ 分布調査</li> <li>・ 既存資料の活用等</li> </ul>	県下全域	4～6月
ニホンジカ	平成 24 年度、 平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民獣の生息状況の把握</li> <li>・ 分布調査、生息頭数調査</li> <li>・ 糞塊法による生息状況調査</li> <li>・ アンケート調査等</li> </ul>	小豆郡（土庄町、小豆島町）、 徳島県との県境付近	9～11月
調査の必要な鳥 類・獣類	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息分布の把握</li> <li>・ 分布調査</li> <li>・ 既存資料の活用</li> <li>・ 現地調査</li> <li>・ アンケート調査</li> <li>・ 鳥獣保護管理員への聞き取り調査等</li> </ul>	県下全域	随時

## (4) ガン・カモ類一斉調査

県下のガン・カモ類の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数調査を実施する。

(第 22 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
県下全域	毎年度	日本野鳥の会香川県支部に委託し、県下全域のガンカモ科鳥類渡来地において、目視により種別個体数をカウントする。	ガンカモ科鳥類生息調査 (調査時期：1月中旬)

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

既指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境の維持・改善を図るための資料となる生息状況調査を実施するとともに、鳥獣保護区の指定・管理等を適正に行うため、新規指定の際には、当該候補区域において鳥獣の生息状況調査を実施する。

(第23表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
銚子溪鳥獣保護区	平成24年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新
青の山鳥獣保護区			
藤尾山鳥獣保護区			
三豊海岸鳥獣保護区			
石清尾鳥獣保護区	平成25年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新
普通寺鳥獣保護区			
丸井鳥獣保護区			
阿弥陀越鳥獣保護区			
鷹の山鳥獣保護区	平成26年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新
五色台鳥獣保護区			
金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区			
大窪寺鳥獣保護区	平成27年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新
内場池鳥獣保護区			
弥勒鳥獣保護区	平成28年度	生息状況調査(聞き取り、アンケート)	期間更新

#### 4 狩猟対策調査

##### (1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。

##### (2) 狩猟鳥獣生息調査

既存資料及び捕獲報告等の活用により、主要な狩猟鳥獣の生息状況を把握する。

なお、キジ及びヤマドリについては、休猟区指定期間満了後の区域を対象にした猟犬を使用した追い出しによる出合い数調査及び初猟日における出合い数についての鳥獣保護管理員による狩猟者への聞き取り調査を実施する。

(第24表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	毎年度	捕獲報告（狩猟者登録証及び捕獲許可証）の捕獲場所情報を基に狩猟鳥獣の生息状況を把握する。	
キジ、ヤマドリ	毎年度	① 休猟区指定期間満了後の区域において、猟犬を使用しての追い出しによる出合い数調査を実施する。 ② 初猟日における出合い数について、鳥獣保護管理員による狩猟者への聞き取り調査を実施する。	

##### (3) 放鳥効果測定調査

標識として足環を装着して放鳥し、回収された足環から定着状況を把握する。

(第25表)

対象種類	調査年度	放鳥数 (羽)	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数(個)		
キジ（ニホンキジ）	平成24年度から 平成26年度まで	1,790	足環	1,790	足環の回収報告	狩猟鳥獣生息調査と併用

(4) 狩猟実態調査

狩猟期間中における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する意識等についてアンケート調査を実施する。

(第 26 表)

対象	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟者登録者	平成 25 年度	出猟の日数、錯誤捕獲等についてアンケート方式により調査を実施する。	

5 鳥獣管理対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の生息状況、等を調査する。

(2) 調査の概要

地元市町や関係団体等の協力を得て、情報収集や現地調査を実施するとともに、必要に応じて専門家による調査を実施する。

(第 27 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
カワウ ニホンザル イノシシ アライグマ ヌートリア ニホンジカ	随時	被害等の発生状況や生息状況等について、聞き取り調査及び現地調査を実施する。	

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本計画の内容や狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、事業の円滑な推進を図るための人員を配置するものとする。

(2) 設置計画

(第34表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 〔環境森林部みどり保全課 鳥獣対策・野生生物グループ〕	7	2	9	人	人	人	必要な人員の確保

(3) 研修計画

(第35表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
市町担当者会	県	5月ごろ	1	全県	約20	鳥獣行政事務(市町への委譲事務である有害鳥獣捕獲許可等)の適正かつ円滑な実施を目的とする研修	対象:市町担当職員
野生生物保護管理研修	環境省	6月ごろ	1	全国	1	鳥獣保護管理、狩猟行政に関する識見の向上及び鳥獣保護管理に関する業務の遂行に必要な専門的知識の習得を目的とする研修	対象:県担当職員

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区等の狩猟制限区域の管理、鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者や捕獲許可対象者に対する指導、普及啓発等に従事するなど、鳥獣保護管理行政において重要な役割を担うものであるから、鳥獣の保護及び管理や狩猟制度についての知識や経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし、研修の実施等により、その資質の維持・向上に努めるものとする。

また、基準設置数については、今後、より地域に密着した活動が求められることから、従来の人数を維持するものとする。

(2) 設置計画

(第36表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						備考
	人員(B)	充足率 (B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計(C)	
人 40	人 40	% 100.0	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 40	% 100.0

(3) 年間活動計画

(第37表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の狩猟制限区域の管理 鳥獣の生息状況等の調査 狩猟者や捕獲許可対象者に対する指導等 法第75条第3項に基づく立入検査 鳥獣保護管理思想に関する普及啓発													

(4) 研修計画

(第38表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修会	県	10月末	1回	全県	40人	鳥獣保護管理員の役割と業務について 関係法令等の周知徹底等	

### 3 保護及び管理の担い手の育成

#### (1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況を踏まえた有害鳥獣捕獲の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行うなど、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

#### (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保

安全管理を図るための体制や従事する者が適切かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識が環境省の定める一定の基準に適合する認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保に努めるものとする。

#### (3) 狩猟者の減少防止対策

本県の狩猟者登録件数は、昭和 53 年度の 3,471 件をピークに減少傾向にあり、平成 25 年度は 1,486 件（うち県内 1,425 件）と、ピーク時の半数以下となっている。また、県内在住の狩猟免許所持者の年齢構成を見ると、60 歳以上が全体の約 75% を占めており、高齢化が進んでいる。

鳥獣の保護及び管理の重要な担い手として期待されている狩猟者の減少及び高齢化は重大な問題であることから、新規の狩猟者の確保及び減少防止のため、狩猟免許試験の休日実施や回数等の増等の有効な対策を講じるものとする。

### 4 鳥獣保護センター等の設置

平成 23 年度に整備した香川県野生鳥獣保護センター（公益財団法人かがわ水と緑の財団 公測森林公園内）において、傷病鳥獣保護業務と鳥獣保護思想の普及啓発を実施する。

### 5 取締り

#### (1) 方針

狩猟等の取締りにについては、県警察本部等の協力を得て行うものとし、迅速かつ適正な取締りを実施するため、以下の方策を講じるものとする。

- ① 狩猟期間中においては、鳥獣保護管理員による巡回を強化するものとする。（月 2 回→週 2 回）
- ② 氏名等の記載された標識がないなど違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法及びその他の捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。
- ③ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備するものとする。
- ④ 狩猟事故及び法令違反の未然防止のため、法令に関する知識に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図るための講習会を開催するなど、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。



⑤ 警察当局との連携を密にするため、必要に応じて違法捕獲等に関する連絡会議を開催するなど、一層の連携強化に努めるものとする。

(2) 年間計画

(第39表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟期間における取締り(場所、時間、捕獲方法、捕獲鳥獣種・数等)													→	
狩猟期間外における違法捕獲等の取締り	↓							↑						↔
野鳥の違法捕獲及び無登録飼養の取締り	↓													↑

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

## 第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

### 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においては、イノシシやニホンザル、ニホンジカ、カブウ等、特定の鳥獣の生息分布が拡大増加傾向にあり、これらの鳥獣による農林水産業等への被害が一層深刻な状況にある。

このような状況の中、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理が求められており、その取組みに当たっては、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係者が連携し、総合的な対策の実施を図る必要がある。加えて、鳥獣の保護及び管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や対策の実施状況を絶えず点検、修正して、よりの確なものへと見直す順応的な対応が求められている。

また、個体群が広域に分布する鳥獣の保護及び管理については、地域個体群ごとの保護及び管理が課題となる一方、それぞれの市町における取組みの強化も課題となっている。さらに、鳥獣の適切な保護及び管理を推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、確保していく必要がある。

なお、小豆島地域に生息するニホンジカについては、農林業等への被害をもたらしている一方で、孤立した個体群であり、無秩序な捕獲による絶滅のおそれがあることや、狩猟事故防止、住民等の安全配慮の観点から、平成 28 年 11 月 14 日まで狩猟による捕獲を禁止し、有害捕獲許可によって個体数調整を図っているところである。本措置の今後の取扱いについては、本計画期間中に実施予定の生息状況調査の結果や地元関係者の意向等を踏まえて決定する必要がある。

本計画においては、これらのことを踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら、特定の鳥獣の地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として鳥獣保護管理事業を実施していくものとする。

### 2 狩猟の適正管理

#### (1) 基本的な考え方

狩猟は、鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつきは今後も継続すると考えられることから、適切な狩猟が鳥獣の保護及び管理に果たす公共的な役割が今後とも期待されている。しかしながら、一方で狩猟者の減少や高齢化が進んでおり、狩猟者の確保は社会的な課題と言える。

他方、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等が発生した場合は、県民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有するとともに、狩猟者自身が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上に努めることが必要である。

このため、以下の取組等によって適切な鳥獣の保護及び管理をさらに推進するものとする。

(2) 狩猟者の資質向上のための取組

狩猟免許試験及び免許更新時の講習を通じて、鳥獣の保護及び管理（狩猟者に求められる鳥獣の個体群管理、被害対策及び生息環境管理）、感染症の予防等に関する知識や技術の充実を図るものとする。

(3) わな猟の適切な実施

近年のイノシシによる農業被害の増加に伴い、イノシシを捕獲するにわな猟免許を取得する農業者が増加し、わな猟者が急増している。また、錯誤捕獲や、わなの作動により人が負傷する等の事故も懸念されるなど、銃猟者とわな猟者のあつれき等の問題が顕在化している。このため、錯誤捕獲の防止とともに、人や財産へ危害を及ぼすことがないよう、適切なわなの設置及び数量、地域住民や他の狩猟者への周知、見回りの励行等のわな猟に関する知識・技術を習得するための講習会を実施するなど、わな猟の適切な実施を推進するものとする。

(4) 狩猟者の確保

これまで、狩猟免許試験の休日実施や複数開催等、狩猟者確保のための取組みを進めてきており、今後とも、狩猟者の確保に積極的に取り組むものとする。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者の確保についての県民の理解を得るとともに、鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼が得られるよう狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

### 3 入猟者承認制度に関する事項

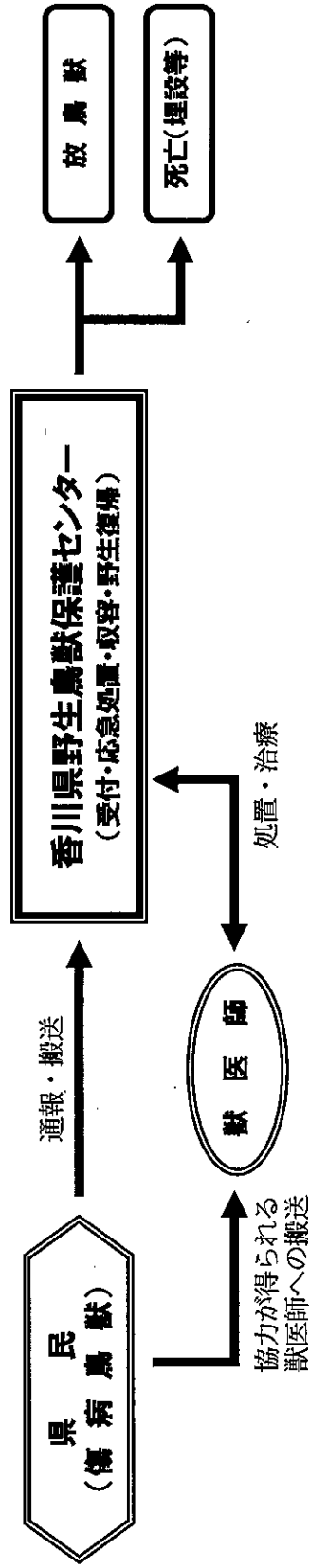
入猟者承認制度は、孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって当該狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、個体群管理に特に配慮しつつ被害対策への取組が必要な場合において、狩猟鳥獣の地域個体群保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うものである。

現時点では予定はないが、必要に応じて本制度を活用し適切な地域個体群の保護及び管理を行うものとする。

#### 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

##### (1) 現状

傷病鳥獣救護の体制は、香川県野生鳥獣保護センター（公益財団法人かわ水と緑の財団 公測森林公園内）を中核拠点とし、県獣医師会等との連携を図りながら、受付、治療、リハビリ、野生復帰等の業務を適切に行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。



※ 個体の保護・搬送については、原則発見者に依頼するが、やむを得ない場合はみどり保全課職員のほか、鳥獣保護管理員の協力を得て行う。

(2) 基本的な考え方

傷病鳥獣救護は、次の考え方を基本として対応するものとする。

- ① 香川県野生鳥獣保護センターを拠点として、県獣医師会等との連携を図りながら、救護活動のネットワーク体制の整備に努める。
- ② 救護に当たっては、收容すべき目的及び意義を明確にし、收容すべき鳥獣種、ひなや出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し普及啓発に努める。
- ③ 終生飼養、リハビリ等に携わるボランティア等、民間による取組みを検討する。
- ④ 傷病鳥獣の発生原因を分析し、必要に応じて予防措置を検討する。
- ⑤ 油汚染事故等、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係者間の連絡体制の整備とともに、関係団体やボランティアの活動拠点の確保について検討する。

(3) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは、以下の考え方を基本として対応するものとする。

- ① 收容に当たっては、種の保存法等関係法令上の必要な手続を行う。
- ② 専門家等の意見も参考にしながら、野生復帰が不可能と見込まれた個体については、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。なお、このうち希少鳥獣の個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。

(4) 感染症対策

收容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の收容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政水産部等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。

- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

## 5 安易な餌付けの防止

### (1) 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあることから、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、広報誌やチラシ、必要に応じて現地指導により、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に努めるものとする。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、その生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮するものとする。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分配慮するものとする。

さらに、不適切な生ごみの処理や農地等における未収穫作物の放置が結果として鳥獣への餌付けとなり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、関係部局と連携を図り、安易な餌付けが行われることのないよう地域社会等での普及啓発にも努めるものとする。

### (2) 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
餌付け防止に関する普及啓発														広報誌、チラシ、 現地指導等	県民

## 6 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。  
高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「香川県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（野鳥編）」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農政水産部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

## 7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

### ①方針

広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、香川県野生鳥獣保護センターを活用するとともに、県教育委員会、日本野鳥の会香川県支部等の協力を得て、愛鳥週間を中心に各種行事を実施する。

また、傷病等の理由により保護された鳥獣については、適切な治療を施し、再び自然界に復帰できるよう保護体制の更なる充実に努めるものとする。

### ②事業の年間計画

(第28表)

事業内容	実施時期												備考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
愛鳥ポスターコンクール		展示 ↔			募集 ←		審査 ↔								対象：小・中・高等学校 児童・生徒
探鳥会用双眼鏡貸出等															対象：小・中・高等学校 児童・生徒等

③愛鳥週間行事等の計画

(第 29 表)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	備 考
愛鳥ポスターコンクール	応募数 356 点	応募数 353 点	応募数 656 点	応募見込数 500 点	応募見込数 500 点	募集、審査、ポスター展、表彰式を実施

(2) 野鳥の森等の整備

昭和 51 年 3 月に阿弥陀越野鳥獣保護区特別保護地区において野鳥の森を整備しており、適正な維持管理に努める。

(第 30 表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備 考
阿弥陀越野鳥の森	昭和 50 年度	高松市亀水町	155ha	観察路 (所要時間：約 1.5 時間) 延長 2,674m 幅員 1.5m	休憩所 案内板 給水器 給餌台 駐車場	野鳥観察を通して、 広く県民が自然に 親しめるよう施設 の適正な維持管理 に努める。	

(3) 愛鳥モデル校の指定

①方針

野鳥保護活動の推進が可能な小・中学校を対象に、県教育委員会の協力を得て愛鳥モデル校を指定するものとする。

②指定期間

3 年間とする。

③愛鳥モデル校に対する指導内容

指定校が実施する探鳥会等への講師紹介など、必要に応じて助言等を行うことにより、愛鳥思想の普及啓発を図る。



④指定計画

(第31表)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	4		4		3	3	3	3	3			3		3	3	
中学校	1		1		2	2	2	2	2			2		2	2	
その他の学校等					1	1	1	1	1			1		1	1	
計	5		5		6	6	6	6	6			6		6	6	

(4) 法令の普及徹底

①方針

鳥獣の保護及び管理に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制制度等について、広報誌等により周知徹底を図るものとする。

②年間計画

(第33表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣捕獲の規制制度	←													→	広報誌、HP等	県民
狩猟関係法令の遵守														→	チラシ等	狩猟者